そらいろ通信　10月

＊マイナンバーも安心！当事務所は**電子申請**でお手続きしています＊

◆業務ご案内◆
- 労務管理・年金等のご相談
- 給与計算･年末調整
- 就業規則･諸規程のご相談･作成
- 人事・賃金制度に関するご提案
- 労働･社会保険のご相談･事務･請求手続き
- 労災に関するご相談･請求手続き

◆営業時間ご案内◆
- 月曜日～金曜日（祝日を除く）９時～17時

ようやく長い夏が終わり、過ごしやすい気候になりました。皆さまいかがお過ごしでしょうか。
先日、映画「国宝」を見てきました。歌舞伎の華やかな舞台裏や、血縁と才能に翻弄される人間ドラマが重厚に描かれ、見終わった後、ずしーんと重たい感情が押し寄せました。久しぶりに映画を観ましたが、大スクリーンでの迫力や映像美に圧倒されました！

★大人の心理学★

【人はなぜ言われると逆らいたくなるの？】

「絶対に押すなよ！」と言われると、つい押したくなる。そんな経験はありませんか？これは心理学で「心理的リアクタンス（Psychological Reactance）」と呼ばれる現象です。人は自由を制限されると、その自由を取り戻そうとする心理的な反発を感じます。これがリアクタンスです。これは大人だけでなく子供も同じです。
日常での例として、子供に「今すぐ宿題しなさい！」というより「宿題、今やる？それとも夕食のあとにする？」と選択肢を与える方が、自分で選んだという感覚が、行動へのモチベーションにつながります。
顧客に「この商品を買ってください」よりも、「必要ならいつでもご相談ください」と言う方が、相手の自発的な行動を促します。
このように、ちょっとした言い回しの違いが、相手の心理的な抵抗を減らし、よりスムーズな関係性を築くきっかけになります。

Copyright © 2025.10.Kikuko Habuchi Labor consultant All rights reserved.

★10 月のお仕事カレンダー

10 / 1	● 改正育児介護休業法施行（育児期の柔軟な働き方を実現するための措置等 他）
10 / 10	● 9 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
10 / 31	● 9 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 8 月決算法人の確定申告と納税・2026 年 2 月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで） ● 労働者死傷病報告書の提出（休業 4 日未満の 7 月～9 月分の労災事故について） ● 労働保険料の納付（延納第 2 期分）

★重要改正★

～最低賃金額の改定～

最低賃金が改定されました。
都道府県の令和７年度地域別最低賃金額及び発効年月日は、以下のとおりです。（抜粋）

都道府県名	改定後	改定前	発効年月日
東京	1226	(1163)	令和７年 10 月 ３日
京都	1122	(1058)	令和７年 11 月 21 日
大阪	1177	(1114)	令和７年 10 月 16 日
兵庫	1116	(1052)	令和７年 10 月 ４日

Copyright © 2025.10.Kikuko Habuchi Labor consultant All rights reserved.

10月1日から、19～23歳の家族について健康保険の扶養にできる年収の目安が広がりました。

令和７年10月１日以降、「19～23歳（配偶者を除く）のご家族」を健康保険の扶養に入れるときの年収の目安が変わりました。これまで「年収130万円未満」でしたが、19～23歳という年齢に該当する方は「年収 150 万円未満」に引き上がりました。ここでの判定は、学生に限定されておらず、あくまで“年齢”と“年収の見込み”で判断します。

年収150万円は、月に均すとおおよそ12万５千円未満が目安です（賞与なども含めた１年間の見込み額で見ます）。この範囲内であれば、これまでより収入を少し増やしても扶養に入れる可能性が広がります。

①対象は、19～23 歳の方（配偶者を除く）です。それ以外の年齢や配偶者の目安は従来どおりです。
②年齢（19歳以上23歳未満）は、扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢で判定します。
③扶養の判定は「今後１年間の見込み収入」で行います。シフト増や時給改定で150万円以上になりそうな場合は、早めに会社・当事務所へご相談ください。
④週の労働時間や賃金が一定以上になると、ご本人が勤務先で社会保険に加入することがあり、その場合は扶養に入れることはできません。
⑤扶養に入れる・外す際は、会社を通じた手続きが必要です。年齢確認ができる書類の提出をお願いすることがあります。

Copyright © 2025.10.Kikuko Habuchi Labor consultant All rights reserved.

＊マイナンバーも安心！

弊所は**電子申請**でお手続きしています＊

＊いきいきした会社づくりをお手伝いします＊

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士　羽渕貴久子
〒663-8234　西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL　habuchi@sky.memail.jp
URL　http://ikiiki30.com/

Copyright © 2025.10.Kikuko Habuchi Labor consultant All rights reserved.